平成２１年（フ）第７７６号
川崎市中原区小杉町２丁目291番地　メゾン野村１Ｆ
債務者　高橋　幸夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７７号
川崎市中原区小杉町２丁目291番地　メゾン野村１Ｆ
債務者　高橋　眞弓
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
川崎市幸区南加瀬２丁目11番24―102号　川重マンション
債務者　長岡　彰一
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８０号
川崎市川崎区東門前２丁目４番11―203号　パルテール宮本
債務者　吉田　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８６号
川崎市多摩区宿河原４丁目25番６号
債務者　市川　晶子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７８９号
川崎市川崎区出来野８番５号　パークサイドＢ201
債務者　後藤　恵子（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
川崎市多摩区菅城下19番12号　ごとうハイツＡ201
債務者　竹村　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
川崎市多摩区菅城下19番12号　ごとうハイツＡ201
債務者　竹村　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８００号
川崎市宮前区宮崎１丁目13番地３　第３立川ハイツ203号
債務者　大谷　明彦
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
川崎市宮前区宮崎１丁目13番地３　第３立川ハイツ203号
債務者　大谷いづみ
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
川崎市中原区井田２丁目22番５号サンハイツ102
債務者　小野　照男
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８０４号
川崎市中原区上小田中１丁目19番６号
債務者　松本美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１８号
川崎市高津区上作延826番地３
債務者　好口　進英
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
川崎市宮前区野川3040番地　ヒルトップ手塚208、前住所横浜市戸塚区上矢部町47番地３ラムーナ横浜戸塚パークリッジ910号
債務者　石坂なおみ
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２５号
川崎市宮前区鷺沼１丁目18番地８　キングハイツ102、前住所神奈川県大和市深見西６丁目６番24―704号
債務者　河合　宏明
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係